

令和5年9月28日

生徒・保護者各位

攻玉社中学高等学校

学校感染症による出席停止の連絡方法の変更について

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザによる出席停止の連絡方法を変更します。これまでは発症時、(A)「罹患連絡票」、快癒後、(B)「登校許可証明書」を提出いただきましたが、今後は以下のようなかたちに変更いたします。よくお読みいただき、ご理解とご協力のほどよろしく申し上げます。

記

- ① 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザにつきましては新たに作成しました (C)「登校許可申請書」をご利用ください。
(C)票は「罹患連絡票」も兼ねていますので、(A)「罹患連絡票」の提出は不要になります。
- ② (C)「登校許可申請書」は、保護者の方が発症日・出席停止期間・診療所名をご記入ください。順調に回復した場合は、治癒を確認するための再受診は不要です(但し、医師からの再度の診察などの指示があった場合には、それに従ってください)。
- ③ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ以外の学校感染症につきましては従来通り、(A)「罹患連絡票」(B)「登校許可証明書」をご利用ください。

以上